

公益社団法人 日本ホッケー協会 処罰規程

第1条 (目的)

公益社団法人日本ホッケー協会（「以下本協会」という）定款並びに倫理規定に謳っていることに違反した者に対して、公正な判断に基づいて相当な処罰を与え、以って本協会の信頼を確保することを目的とする。

第2条 (対処)

倫理規定に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合、倫理委員会は、事実関係を調査のうえ対象者に弁明の機会を確保した後、処罰内容を決定する。倫理委員会は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

第3条 (対象者)

本規定に基づき、処罰の対象となる者は次のとおりとする。

(1) 個人

- ① 選手
- ② 監督
- ③ コーチ
- ④ 競技役員
- ⑤ 役職員
- ⑥ その他の関係者

(2) 団体

- ① 都道府県ホッケー協会
- ② 登録チーム
- ③ 関連団体

第4条 (処罰内容)

本協会倫理規定第6条に基づき調査の結果次の処罰を決定・適用するものとする。

- (1) 3か月以上36か月以下の公的職務の停止・禁止またはホッケー活動の停止・禁止
- (2) 3か月以上の対外活動の停止
- (3) 登録禁止
- (4) 競技会への参加資格の停止

- (5) 前各号に掲げるもののほか、処罰効果において実質的に前各号のいずれかの同等か又はそれ以上と判断される処分

第5条（役員及び監督等の加重）

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた処罰の2倍以下の範囲内において、処罰を加重して適用することができる。

第6条（両罰規定）

加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して処罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対してもその監督責務を怠ったとして処罰を科することができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りでない。

第7条（情状による軽減）

違反行為がおこなわれた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その処罰を軽減することができる。

第8条（処罰の通知）

1. 倫理委員会は決定した処罰を当事者に書面にて通知するものとする。
2. 当該通知には以下の項目を含むものとする。
 - (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）ならびに住所
 - (2) 主文（判断の結論、効力発生日を含む）
 - (3) 判断の理由
 - (4) 作成年月日
 - (5) 不服申し立て手続きの可否及びその手続きの期限

第9条（改廃）

本規定の改廃は理事会の議決を要する。

（付則）

この規定は、平成26年6月23日より施行する。

この規定は、平成26年7月12日より施行する。